

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

農業委員会の情報提供活動は、農業委員会法第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」に明記されている。

この情報提供活動によって、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度・農業施策等を積極的かつ効果的に発信していくことが必要不可欠である。

このため、農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、『情報提供活動なくして農地利用の最適化なし』の気概をもって、全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、「農業委員会だより」の発行など情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

ついては、情報提供活動の一層の強化について以下の3つの取り組みをここに決議する。

記

- 1 農業委員と推進委員は「全国農業新聞」の皆購読を早期に達成し、農業委員数と推進委員数の2倍以上の購読部数達成に向け、「両委員1人毎年1部以上の新規購読申込みの確保」に取り組もう

農業委員会系統組織が発行する唯一の全国媒体である「全国農業新聞」は、地域計画の実行やブラッシュアップなど農業委員会の様々な活動を紹介し、地域の農業者に対する最も大事な情報提供の手段となっていることから、農業委員と農地利用最適化推進委員は普及拡大の意義とともに自らの活動に役立つ新聞であることを改めて認識し、その推進に取り組もう。

農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の皆購読を実現しよう。

2 「全国農業図書」の必携図書等の必読、常備図書の整備とともに、研修会資料への活用、農業者への啓発に取り組もう

農業委員と農地利用最適化推進委員は「全国農業図書」の必携図書並びに重点図書を必読し、農業委員会業務の知識習得に努めよう。また、農業委員会事務局は業務推進に欠かせない常備図書の整備に努めよう。

さらに、農業委員会の研修会などにおいても「全国農業図書」を活用し、農業委員会関係者をはじめ、地域の農業者への農業施策などの浸透を図ろう。

3 「農業委員会だより」の発行、市町村広報やインターネットの活用などを通じた農業委員会活動の“見える化”を徹底しよう

「農業委員会だより」の発行や市町村の広報誌とホームページで「農業委員会コーナー」などを確保し、農業委員会活動に関する情報発信を多様化し、地域の農業者や住民に対する情報提供を徹底しよう。

これらの取り組みの気運を醸成するため、農業委員会は、全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募しよう。